



伊丹市告示第**164**号

特定生産緑地（伊丹市）の解除について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

令和7年11月19日

伊丹市長 中田 慎也

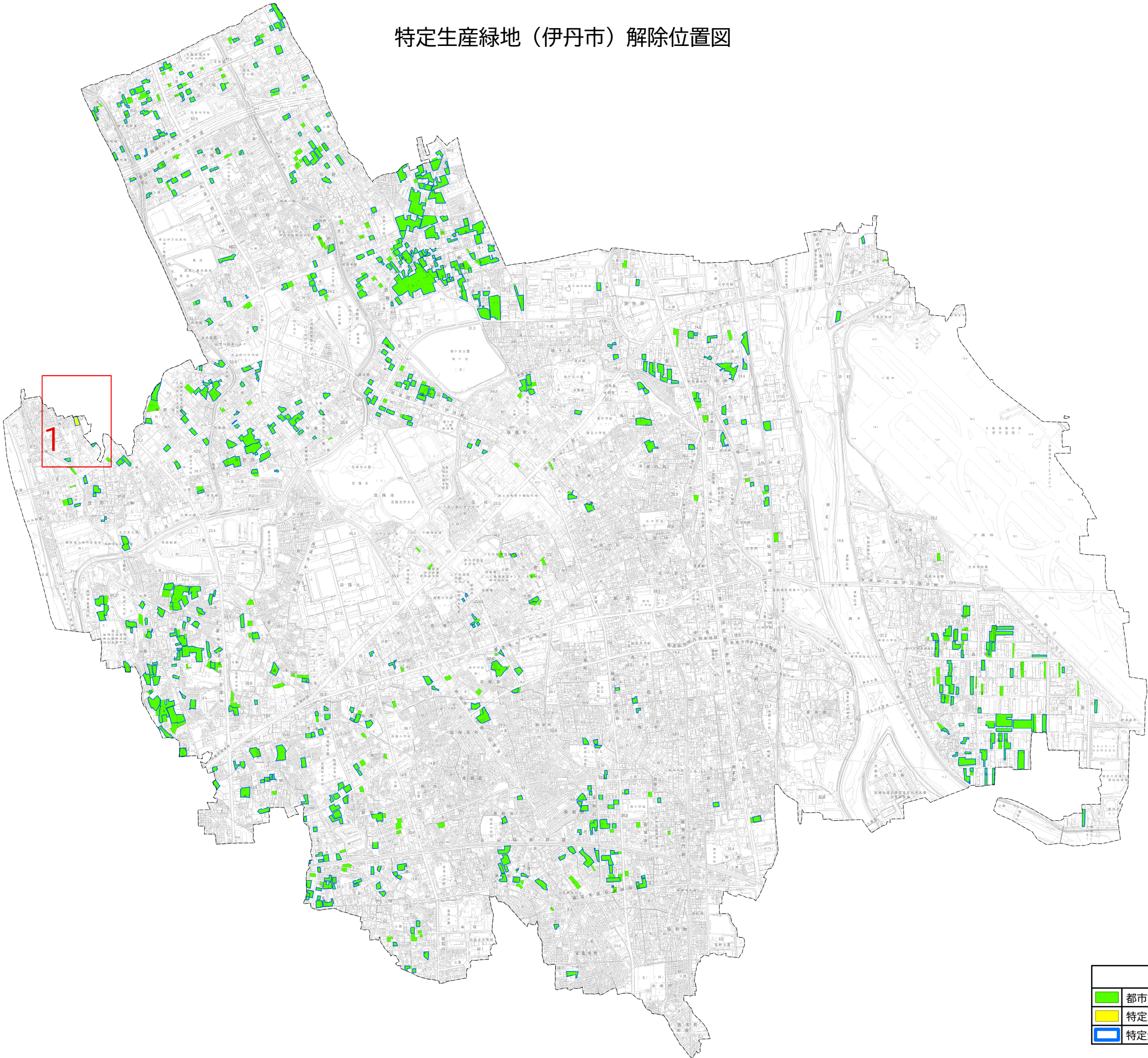


1 特定生産緑地の指定を解除した土地の区域及び面積

生産緑地地区番号	位置	特定生産緑地の 解除面積（㎡）	図面番号
池尻 10－1	西野3丁目地内	約1,300	1

「区域は解除図表示のとおり」

特定生産緑地（伊丹市）解除位置図



凡 例	
	都市計画生産緑地地区
	特定生産緑地解除区域
	特定生産緑地既指定区域

